

市税3税の口座振替をご利用のみなさんへお知らせ

固定資産税・市県民税・軽自動車税の口座振替を利用いただいているみなさんへお知らせです。

上記税目について、口座振替登録がある人で、3年連続して各税目について課税が無い人については、その税目に関する市での振替口座登録が廃止されることになります。

したがって、過去に口座登録があった人でも、3年連続で課税が無い状態が続くと、次回課税があった場合には納付書での支払方法に自動的に切り替わることになります。口座振替を希望される場合は、再度金融機関窓口での手続きが必要となりますので、ご注意ください。

問合せ＝税務課 納税推進係（内線 273 ～ 276）

初度検査が平成17年3月以前の軽自動車には重課税がかかります

～廃車・名義変更はお早めに～

初度検査年月（新車時、使用する前に受ける検査）より13年以上を経過した軽自動車については重課が課されます。平成30年度に対象になるのは、平成17年3月以前に初度検査を受けた車両です。

軽自動車税は、4月1日時点で所有する人にかかります。4月2日以降に廃車や名義変更をしても、払い戻しはありません。手続きをされる場合は、早めをお願いします。

平成30年度の三輪・四輪の軽自動車税率は以下のとおりです。

種別			初度検査年月		
			平成17年3月以前（重課）	平成17年4月～平成27年3月	平成27年4月以降
三輪			4,600円	3,100円	3,900円
四輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円

問合せ＝税務課 市民税係（内線 281 ～ 283）

平成30年度 市・県民税から適用される主な税制改正について

1. 前年中の給与等の収入金額が1,000万円を超える場合の給与所得控除額について、220万円の上限が設けられます。
2. 健康の維持増進と疾病の予防への取り組みを行っている個人に対して、セルフメディケーション推進のための特例「スイッチOTC薬控除」を開始しました。
3. 医療費控除・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の申告時において「明細書」の添付が義務になりました。

詳細・問合せ＝税務課 市民税係（内線 281 ～ 283）

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は日本年金機構から送付する納付案内書等により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。



保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

そこで、便利で安心な口座振替のご利用をおすすめします。口座振替にしておくと、毎月、納めに行く時間と手間がかからず便利で安心です。

また、口座振替のなかには割引のあるお得な振替方法（早割・二年前納・一年前納・半年前納）もあります。

申込＝口座振替申出書に必要事項を記入・押印（金融機関の届出印）し、奈良年金事務所または市役所保険年金課国民年金係へ。また、金融機関窓口に出向いただいても結構です。

※前納を希望する人は、2月末日までに申し込んでください。

※年金保険料の納付が困難な人は、納付が免除される制度や猶予される制度があります。所得制限もありますので、希望する人は、一度市役所国民年金係へご相談ください。

問合せ＝奈良年金事務所（☎0742-35-1370）
市保険年金課 国民年金係（内線 325・326）